

(48) 住宅リフォーム促進事業補助金	
【担当部署】 建設水道課建築住宅係 【電話番号】 0167-44-2123	【窓口の場所】 役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】 http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000984.html	
【補助金の内容】 ・住宅のリフォーム工事を行った方に工事費の一部を補助する	
【補助対象者】 ・町内に住宅を有し居住する個人で、自己の所有する個人住宅をリフォーム（20万円以上の住宅の補修、改善または設備改善工事等）する方 ・新築住宅に対する補助金を受けていない方（中古住宅は対象） ・過去に住宅リフォーム促進事業補助金を受けていないこと（ただし限度額に満たない場合は除く） ・その他の類似する補助金を受けていない方（補助金を受けていない部分は補助の対象とする） ・公租公課を完納している方 ・5年以上居住することを確約できる方	
【補助金額】 ・元請が商工会会員の場合は、リフォーム工事費の30%を補助する（千円未満切り捨て）、補助金額の上限は50万円とする。ただし原則として元請が商工会会員でない場合は補助しないが、下請けに商工会会員を使用した場合は商工会会員の工事費の15%を補助する（千円未満切り捨て）、この場合補助金額の上限は25万円とする。 ・補助金は中富良野町商工会商品券での支給となる。商品券の20%は工事費に使えない。また補助金の交付は、同一住宅において期間内（令和元年度末まで）であれば、同一工事でなければ限度額まで補助を受けることができる	
【実施期間】 平成23年7月～令和4年度まで（令和5年3月末までに補助金の請求）	
【申請に必要なもの】 ・補助金交付申請書 ・見積書の写し ・施工業者別発注内訳書 ・現場写真（着工前の状況が分かるもの） ・中富良野町住宅リフォームに関する補助にかかる誓約書・承諾書 ・その他町長が必要であると認める書類	
【交付までの流れ】 ①補助金交付申請⇒ ②交付決定通知⇒ ③着工・完成⇒ ④完了報告⇒ ⑤補助金決定通知⇒ ⑥補助金の請求⇒ ⑦補助金交付	
【備考】 ・この制度の申請事務や相談は町商工会（電話 0167-44-2606）で行うため、契約前に事前相談すること ・工事着工後の申請は受け付けません ・産廃処理費は補助対象外	